

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

◇ 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

昭和五十六年十月六日付鳥取県公報第五千二百九十六号  
中訂正

## 告 示

鳥取県告示第千二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
矢島 医院	境港市新屋町一三二九の一	昭和五十六年九月二十八日
官岡 歯科 医院	米子市博労町二丁目三一	"

鳥取県告示第千二十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高野 歯科 医院	米子市博労町二丁目三一	昭和五十六年八月三十一日
田中 歯科 医院	倉吉市越中町二〇〇の七	昭和五十六年五月十日

鳥取県告示第千二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
星野歯科医院	鳥取市青葉町二一六七	昭和五十六年九月一日
倉吉病院附属歯科診療所	倉吉市上井一丁目八一七	"
足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五一六四	"
矢島医院	境港市新屋町一三二九一	昭和五十六年九月十五日
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九三五	昭和五十六年九月十六日
恵齒科医院	西伯郡日吉津村大字日吉津八四一	"

鳥取県告示第千二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
星野歯科医院	鳥取市青葉町二一六七	全 国	昭和五十六年九月一日
倉吉病院附属歯科診療所	倉吉市上井一丁目八一七	"	"
足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五一六四	"	"
矢島医院	境港市新屋町一三二九一	"	昭和五十六年九月十五日
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九三五	"	昭和五十六年九月十六日
恵齒科医院	西伯郡日吉津村大字日吉津八四一	"	"

雑 報

次に掲げる食品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定

により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和56年10月13日から6か月以内に申し出て下さい。

昭和56年10月13日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種 類	数 量	児童が金品を所持するに至った経緯
現 金	1,000円札 100円硬貨 10円硬貨 5円硬貨 1円硬貨	9 1 1 3 3	昭和56年6月26日、東伯郡北条町大字松神地内農道に駐車中の軽四輪貨物自動車から現金9,228円及び腕時計1個を窃取したものである。
腕 時 計	セイコーロード ワチツク SSWP 15型№240644	1	

正 証

昭和五十六年十月六日付鳥取県公報第五千二百九十六号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

七	頁	段	行	誤	正
			十	3,700円	4,000円